

Straight away

IFRS bulletin from PwC

17 June 2011

IAS 第 19 号の改訂により、従業員給付の会計処理が大幅に変更

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂を公表し、確定給付年金費用ならびに解雇給付の認識および測定、そしてすべての従業員給付の開示を大幅に変更しました。

IAS 第 19 号を適用している大半の企業が、この変更の影響を受けることになります。また、多くの業績指標が大きく変動する可能性があり、開示項目も大幅に増加するかもしれません。

主な変更は、以下のとおりです。

- **数理計算上の差異の認識(再測定):** 「数理計算上の差異」は「再測定」に名称が変更され、「その他の包括利益」(OCI)に即時認識されます。今後、数理計算上の差異は、回廊アプローチによる繰り延べは行われず、また、純損益として認識されることもありません。このため、貸借対照表および OCI において、ボラティリティが増加する可能性があります。OCI で認識された再測定は、その後の会計期間においてリサイクルされ、純損益に計上されることはありません。
- **過去勤務費用 / 縮小の認識:** 過去勤務費用は、確定給付制度が変更した会計期間に認識されます。権利未確定の給付を将来の勤務期間にわたって、費用の認識をしません。新たな基準では、縮小は、企業が従業員数を大幅に減らすときにのみ発生します。縮小に係る利得および損失は、過去勤務費用として会計処理されます。
- **年金費用の測定:** 積立型給付制度の年間費用は、純額の確定給付負債(または、資産)に割引率を乗じて算定した純額の利息費用(または利息収益)を含みます。この純額の利息費用(または利息収益)が、従来の利息費用および制度資産に係る期待収益と置き換えられることになり、多くの企業において年金費用が増加することになるでしょう。割引率について変更はなく、今後も、厚みのある市場がある場合には、優良社債の市場利回り、そして、厚みのある市場がない場合には、国債の利回りを使用します。
- **損益計算書の表示:** 損益計算書の表示の柔軟性が削減されます。給付費用は、(i) 当期に発生した給付費用(勤務費用)および給付の変更(過去勤務費用、制度の清算および縮小)、と、(ii) 財務費用または収益、に分けて損益計算書または注記に表示します。
- **開示要件:** 確定給付制度の特徴、財務諸表に認識した金額、確定給付制度および複数事業主制度に関するリスクが表示されるなど、追加の開示が要求されます。開示の目的や原則が考慮され、開示の範囲が広がったことから、どのような開示が必要なのかを決定する際には判断が求められることとなります。
- **「短期」および「その他の長期」給付の区別:** 測定目的のための短期と長期の区別は、支払が要求される時点ではなく、いつ支払が予定されているのかに基づいて行われます。そのため、企



業が1年を超えて支払うことを予定していても、その企業が1年を超える決済を延期する無条件の能力を有していない場合には、長期給付として測定された債務が流動負債として表示される可能性があります。

- **従業員給付制度に関連する費用および税金の処理:** 給付制度に関連する税金は、その性質に応じて、資産収益または給付債務の算定のいずれかに含めなければなりません。投資管理費用は、資産収益の一部として認識する必要があります。給付制度のその他の管理費用は、発生時に期間費用として認識されます。これによって実務上のばらつきは減りますが、数理計算が複雑になるかもしれません。
- **解雇給付:** 将来の勤務債務が含まれる給付は、解雇給付ではありません。これにより、解雇給付の定義を満たす契約の数が減るでしょう。解雇給付に係る負債は、企業がもはや解雇給付の申し出を撤回することができないとき、または関連する事業再編費用を認識したときに計上されます。これにより、自発的な解雇給付の認識が遅延するかもしれません。
- **リスクや費用を共有する特徴を持つアレンジメント:** 事業主のエクスポージャーが限定している場合、または事業主が従業員からの拠出金を積立不足の補てんに使用することができる場合、債務の測定にその契約内容を反映しなければなりません。これにより、状況によっては確定給付債務が減少することもあります。このようなアレンジメントの実質を検討するためには判断が要求され、重要な開示が求められます。

発効日および経過措置

当改訂は、2013年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。また、従業員給付費用が帳簿価額に含まれる資産の帳簿価額の変更を除き、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及的に適用されません。

影響を受ける企業は？

これらの変更は、IAS第19号を適用しているほとんどの企業に影響を与えます。この変更は、EBITDA、EPS、および貸借対照表比率を含む多くの業績指標を大幅に変更する可能性があります。また、開示の量も大幅に増加する可能性があります。

次のステップは？

経営者は、基準改訂の影響、特に給付費用の分類表示の変更の影響を判断しなければなりません。

経営者は、既存の従業員給付のアレンジメントに与える当該変更の影響を検討するとともに、新しい開示要件の遵守に必要な情報を収集するために追加すべきプロセスがないか検討しなければなりません。

また、経営者は、早期適用の有無、主要な業績比率に与えると考えうる当該変更の影響、および、アナリストや会計情報の利用者にこれらの影響をどのように伝達するかを含めて、IAS第19号に残されている選択肢について検討しなければなりません。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. "PwC" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.